

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成27年 9月 4日

住 所 仙台市青葉区中央三丁目2番1号

氏 名 株式会社 ジャパンクリーン
代表取締役 杉澤 養康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

仙台市長 奥山 恵美子



許可の年月日	平成24年 8月14日	許可番号	仙台市(H24環廃指) 指令第352号
施設の種類及び 処理する 産業廃棄物の種類	<p>産業廃棄物最終処分場（管理型） 処理する産業廃棄物の種類 燃え殻、汚泥、瓦プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性 残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新 築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、鉱さい、 がれき類、ばいじん、政令第2条第13号の廃棄物（汚泥、燃え殻、ばい じんの固粒化処理廃棄物に限る。）〔以上、自動車等破碎物及び石綿含有産 業廃棄物を含む。〕 処理する特別管理産業廃棄物の種類 瓷石綿等</p>		
設置場所	仙台市青葉区芋沢字青野木109番1 他20筆		
処理能力	埋立面積 45,921m ² 埋立容量 1,041,919m ³		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項 の規定による許可 証の提出の有無	有		
留意事項	裏面のとおり		

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合には、この許可の事実を知った日の翌日から起算して60日以内に、宮城県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取り消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、仙台市を被告として提起することができます。
なお、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、取り消しの訴えを提起することはできなくなります。
- 3 この処分について審査請求をした場合には、この処分の取り消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った翌日から6か月以内に提起することができます。

(留意事項)

- 1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。
- 2 施設の工事着手前に工事開始届出書を提出すること。
- 3 工事作業の安全管理には特段の配慮をすること。
- 4 工事車両の通行及び安全管理には特段の配慮をすること。
- 5 工事完了後、速やかに使用前検査申請書を提出し、工事完了の検査を受けること。